

新型コロナウイルスの感染症対策における小・中学校の対応について(No.4)

壱岐市教育委員会

令和2年3月14日現在

標記の件については、壱岐市で新型コロナウイルス感染者が確認され、小・中学校の臨時休業の取扱いを下記のようにすることとしました。

記

1 臨時休業措置期間等について

- (1) 令和2年3月16日(月)から3月22日(日)までを臨時休業とする。
- (2) 令和2年3月23日(月)から授業を再開する。24日(火)を修了式とする。
- (3) 卒業式は、中学校が令和2年3月17日(火)、小学校が3月19日(木)に、臨時登校日とし、規模の縮小や感染症予防対策を講じた上で実施する。
- (4) 臨時登校日は、在校時間を十分精査し、これまで以上の感染症予防対策を講じる。

2 その他

- (1) 令和2年3月3日現在の「**新型コロナウイルスの感染症対策における小・中学校の対応について**」は、継続して取り組むこととする。